

●新消防法施行令別表第1の抜粋（平成27年4月1日施行）

(項)	防火対象物の種類
(6)	<p>イ 病院、診療所又は助産所</p> <p>ロ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) ・老人短期入所施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム（介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。） ・ 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）介護老人保健施設 ・ 老人福祉法5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設 ・ 同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。） ・ 同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 ・ その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの <p>(2) ・ 救護施設</p> <p>(3) ・ 乳児院</p> <p>(4) ・ 障害児入所施設</p> <p>(5) ・ 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同法第5条第8項に規定する短期入所 ・ 同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ（5）において「短期入所等施設」という。） <p>ハ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) ・ 老人デイサービスセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽費老人ホーム（（1）ロに掲げるものを除く。） ・ 老人福祉センター ・ 老人介護支援センター ・ 有料老人ホーム（（1）ロに掲げるものを除く。） ・ 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設 ・ 同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業を行う施設（ロに掲げるものを除く。） ・ その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの <p>(2) ・ 更生施設</p> <p>(3) ・ 助産施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童家庭支援センター ・ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業 ・ 同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設 ・ その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。 <p>(4) ・ 児童発達支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情緒障害児短期治療施設 ・ 児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援 ・ 同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センター除く。） <p>(5) ・ 身体障害者福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設、（（5）項ロに掲げるものを除く。） ・ 地域活動支援センター ・ 福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護 ・ 同条第8項に規定する短期入所 ・ 同条第12項に規定する自立訓練 ・ 同条第13項に規定する就労移行支援 ・ 同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。） <p>ニ 幼稚園又は特別支援学校</p>